

## 提出書類チェック票

令和 2 年 1 月 31 日変更

申 込 者

## 応募申込者に関する資料 各 1 部

(本件土地を共有目的で応募する場合は、全ての者が提出してください)

書類名称	法人	個人	チェック欄
① 誓約書 (様式10)	○	○	
② 印鑑証明書 (発行後 3 ヶ月以内のものに限ります。)	○		
③ 登記事項証明書又は登記簿謄本 (発行後 3 ヶ月以内のものに限ります。登記事項証明書の場合は、「現在事項証明書」「履歴事項全部証明書」のいずれかに限ります。)	○		
④ 印鑑登録証明書 (発行後 3 ヶ月以内のものに限ります。)		○	
⑤ 住民票の写し (発行後 3 ヶ月以内のものに限ります。)		○	
⑥ 定款または寄付行為 (最新のもの)	○		
⑦ 会社案内等 (会社概要、会社経歴書) 取引銀行リストが記載されているもの	○		
⑧ 事業報告書 (応募申込者の事業内容及び提案内容の類似事業や関連事業の事業実績がわかるもので最新のもの) (パンフレット等も可、様式不問)	○		
⑨ 過去 3 期間の決算書 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表) 及び連結財務諸表作成会社においては連結財務諸表 (連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書) ただし、東証 1 部・2 部、名証 1 部・2 部の上場企業 (ただし、当募集開始時点において、監理・整理ポスト割当て銘柄、猶予期間入り銘柄に指定されている企業は除く) の場合は過去 3 期間の決算短信の連結財務諸表 (連結財務諸表作成会社) 及び個別財務諸表でも構いません。 過去 3 期間分が無い場合は、過去 3 期間以内の全てのものとします。	○		
⑩ 過去 3 期間の法人税・法人事業税の納税証明書 (「その 3」又は「その 3 の 3」で提出すること。発行後 3 ヶ月以内のものに限ります。)	○		
⑪ 過去 3 年間の所得税納税証明書		○	
⑫ 消費税及び地方消費税の納税証明書 (「その 3」又は「その 3 の 3」で提出すること。発行後 3 ヶ月以内のものに限ります。)	○	○	
⑬ 大阪市税に関する誓約書 (様式11) 及び大阪市税に関する調査に対する承諾書 (様式12)	○	○	
⑭ 共有に関する誓約書 (様式13) (本件土地を共有目的で本プロポーザルに参加する場合の代表者のみ)	○		
⑮ もと淀川区役所跡地等活用事業連合体協定書 (案) (様式14) (本件土地を共有目的で本プロポーザルに参加する場合のみ)	○		
⑯ SPC設立に関する誓約書 (様式15) (SPCの設立を予定して、本プロポーザルに参加する場合)	○		
⑰ SPC又はSPCの設立を予定している者が参加する場合は、SPC事業実施計画書 (様式16)、SPC事業及び資金調達の全体概要図 (様式17)	○		
⑱ 申込受付返信用封筒 (長形 3 号・返信先明記・84円切手添付)	○	○	
⑲ 価格提案書返却用封筒 (角型 2 号・返信先明記・切手添付不要)	○	○	

申込に必要な資料 提案につき各1部

様式	書類名称	チェック欄
様式1-1	もと淀川区役所跡地等活用事業に関する開発事業者募集プロポーザル質疑書	
様式1-2	質疑書（別紙）	
様式2	現地見学会参加申込書	
様式3-1	もと淀川区役所跡地等活用事業に関する開発事業者募集プロポーザル応募申込書	
様式3-2	もと淀川区役所跡地等活用事業に関する開発事業者募集プロポーザル応募申込書（別紙）	
様式4	都市計画局への確認事項	
様式9	価格提案書	
様式10	誓約書	
様式11	大阪市税に関する誓約書	
様式12	大阪市税に関する調査に対する承諾書	
様式13	共有に関する誓約書	
様式14	もと淀川区役所跡地等活用事業連合体協定書（案）	
様式15	S P C設立に関する誓約書	
様式16	S P C事業実施計画書	
様式17	S P C事業及び資金調達の全体概要図	
様式18	提出書類チェック票	
様式19	不服申出書	

計画提案書 提案につき各25部

様式	書類名称	チェック欄
様式5	全体計画について	
様式6-1	施設計画について	
様式6-2	図書館施設及び複合施設内の図書館施設周辺の空間について	
様式6-3	駅等利用者用駐輪施設について（附置義務以外に 350 台以上の収容能力確保）	
様式6-4	地域貢献について	
様式7-1	事業実施計画書（日程）	
様式7-2	事業実施計画書（計画遂行、マネジメント）	
様式7-3	資金計画書	
様式8	本市必要施設にかかる本市負担額査定書	

施設整備が可能と確認した日	年 月 日
---------------	-------

【注意】

「施設整備が可能と確認した日」とは、提案者が「もと淀川区役所跡地等活用事業に関する開発事業者募集プロポーザル実施要領」25 ページに記載のとおり、土地利用に係る諸規制等について本市に問合せを行い、関係法令等の確認により、建築計画等を進めるにあたり、提案者自らが施設整備可能と判断し、確認完了した日をいう。